

プラセンタ食品の規格基準が 公示されました！

～基準はどんな意味があるの？～

平成25年9月20日に厚生労働省の外郭団体、公益財団法人日本健康・栄養食品協会(以下「日健栄協」)からプラセンタ食品の品質規格基準が公示されました。今までプラセンタ食品には公的な基準が無かったため、これからはこの基準が商品を選ぶ上での目安になります。

品質規格基準に沿った商品にはこんなメリットが！

- 安心・安全なプラセンタ商品を選ぶことが出来ます。
- 高い効果を持つ高品質なプラセンタ商品を選ぶことが出来ます。
- 取り扱うことで、競合との差別化が出来ます。

詳しくは中面をご覧下さい。

だから安心。プラセンタ食品 品質規格基準に沿った健康食品を選びましょう！

●安心・安全なプラセンタ商品を選ぶことが出来ます。

この品質規格基準では、採取する農場にも基準が及んでいます。採取時に、農場での異物の混入を防ぐため、適切に洗浄されていることが必要となります。また、トレーサビリティのため、農場が発行する胎盤供給に関する記録を保管することが条件となっています。これにより、消費者の方はしっかりとした原料を使用していることが分かります。

また、ウイルスや細菌を除去するため、加熱を必ず行うことも条件として求められています。



●高い効果を持つ高品質なプラセンタ商品を選ぶことが出来ます。

基準では、プラセンタはブタ、ウマなどに限るとなっています。哺乳動物以外のプラセンタと呼ばれる原料(例:マリンプラセンタ、植物プラセンタ)や、ウシやヒツジなどのBSE、TSEなどの恐れがあるものは基準の対象外となっています。

また含有量として、「プラセンタエキス純末」の量を表示することを求めていました。純末とは、プラセンタのエキス(水状)から水分を除去し、余計な成分を加えていないものを指します。これにより、プラセンタの純粋な量を消費者の方が知ることが出来ます。異常に高い含有量を宣伝している商品もありますが、これによりその表記が本当に正しいかどうかが分かります。純末の量は1日目安量で100mg以上配合することが必要になりますので、濃度が薄いものは基準から除外されます。



●取り扱うことで、競合との差別化が出来ます。

プラセンタ食品の市場は現在、急速に拡大していますが、優れた商品だけでなく、品質の低いものやプラセンタとは言えない成分を謳っている商品まで流通しています。基準を満たした商品は日本健康協会へ申請を行うことで、商品に認定健康食品(JHFA)マークを表示が可能になります。このマークがある商品や、このマークの基準を満たした原料を使用した商品は、高い品質や有効性を確保しているものと言えます。

プラセンタ食品 品質規格 Q&A



Q

そもそも日健栄協とは何ですか？

A

正式名称は「公益財団法人日本健康・栄養食品協会」で、略して「日健栄協」と読んでいます。公益法人とは、国から公益(他者のための活動)目的で運営していると、認可された法人で、ほかには日本医師会、日本薬剤師会などがあります。

日健栄協の主な取り組みは、特定保健用食品(トクホ)のマークや健康食品のGMPマークなどの許可を行っています。この団体は、健康食品の規格基準を作成する活動も行っていて60品目以上の健康食品原料の規格基準を作っています。

今回、この団体が事務局となって、プラセンタ関連企業が集まり、規格基準を作成することになりました。



Q

何故基準を作ったの？

A

プラセンタには、元々公的な基準が無かったため、様々な品質の商品が発売されていました。配合量を水増しして表示することも可能であったため、過剰な広告表現や粗悪品が見受けられるようになってしまいました。また、本来哺乳動物の「胎盤」を指すはずのプラセンタが、これ以外の植物由来とか魚由来のものもプラセンタと呼ばれるようになり、消費者・事業者共に混乱をしてしまうような状況になってしまいました。

そこで、プラセンタに携わる企業10社が集い、日健栄協を事務局とし、基準を作成することになりました。

Q

具体的な内容はどんなもの？

A

まず、左のページで紹介をした通り、①哺乳動物の胎盤(豚・馬など)に限る、②加熱を必ず加える、③純末で1日摂取目安量100mg以上とする、④胎盤を採取した農場が発行する証明書を取得する、などの条件が有ります。

また、プラセンタには特有の成分が未だ発見されていないため、代わりにアミノ酸を基準に盛り込んでいます。⑤必須アミノ酸が検出されること(トリプトファンを除く)や、⑥必須アミノ酸9種類の合計が40%以上、⑦タウリン(筋肉組織に多く含まれる)が1%以下である、⑧グリシンやアラニンが一定の濃度以内である、といった割合に制限を設けることで原料の有効性を担保しています。

これらの条件を満たしている商品は、JHFA(認定健康食品)マークの表示許可の申請をすることが可能となります。日健栄協の審査会を経て、問題が無ければ、商品にJHFAマークを表示できるようになります。



UTPの取り組み

●規格基準の啓蒙活動

プラセンタは様々なメーカーや製法が存在するため、どの原料や製品が良いのかが分かりにくいといった難点が今まで有りました。この規格基準により、原料メーカー以外の企業や販売者の方にもプラセンタの有効性を確認することが出来るようになります。UTPは規格基準の啓蒙活動を通して、プラセンタの有効性を皆様へ伝えています。

●プラセンタ類似品に対する啓蒙活動

依然として、プラセンタの市場には「プラセンタ」と称する類似品や粗悪品が氾濫しています。UTPはこの規格基準に則った原料を本来の「プラセンタ」と見なし、顧客の皆様を始め、一般消費者の方にも幅広く、正しい「プラセンタ」の情報提供と啓蒙活動を実施していきます。

プラセンタエキス純末（一部抜粋）

定義	ここでいう「プラセンタエキス純末」とは、プラセンタエキスを凍結乾燥・噴霧乾燥などの方法で粉末化したものという。
確認試験	ペプチドを確認すること。
窒素	9.0~16.0%
遊離アミノ酸	アミノ酸分析機により測定した、遊離アミノ酸18種、アスパラギン及びタウリンのモル当量の総合計に対して、以下の条件を満たすこと。 イ. タウリンのモル当量が1.0%以下 ロ. グリシンのモル当量が2.0%以上8%以下 ハ. アラニンのモル当量が9.0%以上18%以下 二. 必須アミノ酸(9種類)の合計モル当量が40%以上 ホ. トレオニン・バリン・メチオニン・ロイシン・イソロイシン・フェニルアラニン・ヒスチジン・リシンのピークをクロマトグラム上に認める。
純度試験	イ. ヒ素:Asとして2ppm以下 ロ. 重金属:Pbとして20ppm以下 ハ. 水分:8.0%以下 二. 灰分:15%以下 ホ. ホルモン:ピークを認めないこと。
一般細菌数	3×10^3 個/g以下
大腸菌群	陰性



株式会社UTP

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-7-2

TEL:03-3666-8882 FAX:03-3666-8884 URL: <http://www.utp.co.jp>